

## 財政援助団体等監査結果報告

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	山下てんせい

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和7年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

## I 監査の概要

## 1 監査の対象

下記の財政援助団体等における出納その他の事務で、主として令和6年度執行の事務

## (1) 出資団体

団体名	出資(捐)金総額 (うち神戸市総額)	資本金等 (神戸市比率)	総職員数 (うち神戸市派遣)
神戸新交通株式会社	24,266,000千円 (18,773,600千円)	100,000千円 (77.4%)	195人 (3人)
雲井通5丁目再開発株式会社	5,000千円 (3,500千円)	5,000千円 (70.0%)	2人 (2人)
一般財団法人神戸市学校給食会	3,000千円 (3,000千円)	3,000千円 (100%)	7人 (4人)

\*令和7年7月時点

\*出資(捐)金総額欄は出資金等減資前の額を表す

## (2) 財政的援助団体

団体名	援助の概要	令和6年度援助額
神戸新交通株式会社(再掲)	貸付金(設備更新資金等)	1,250,000千円 (24,268,600千円)

\*令和6年度援助額欄は、貸付金の場合のみ下段に当該年度末残高を記載

(3) 公の施設の指定管理者

団体名	指定管理施設名称	指定管理期間	指定管理料等
特定非営利活動法人 ふたば	神戸市立ふたば学舎	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日	24,973千円 17,159千円
株式会社神戸ポート ピアホテル	ポートアイランド市民広場	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	50,000千円 －千円

\* 指定管理料等欄は、上段に指定管理料、下段に利用料金収入等を記載

**2 監査の期間**

令和7年6月25日～令和7年12月11日

**3 監査の方法**

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

**II 監査の結果**

監査の結果、事務処理はおおむね妥当に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

なお、その他、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微な事項については、監査実施の際、関係職員に口頭等で指導を行った。

## 1 神戸新交通株式会社（出資団体・財政援助団体）

神戸新交通株式会社（以下「当団体」という。）は、都市の環境と調和し、都市構造と一体となった安全、便利で快適な市民交通機関の整備を図るため、ポートアイランド・六甲アイランドと市街地の主要ターミナルを連絡する交通機関を運営する目的で昭和 52 年 7 月に設立され、令和 9 年には会社設立 50 年、令和 13 年には開業 50 年の節目を迎える。これまでに、約 12 億 2,200 万人（ポートアイランド線 約 8 億 3,200 万人、六甲アイランド線 約 3 億 9,000 万人）の市民の足として、その役割を果たしてきた。

ポートアイランド線は、平成 20 年ごろから朝ラッシュ時の混雑（ピーク 平成 25 年混雑率 139.1%）が激しくなり、度重なる増便や運転間隔の短縮などにより輸送力の増強を図るとともに、社会実験として神戸市、神姫バス（株）、神戸新交通（株）の三者でポートライナーと神姫バスの共通乗車証制度を実施しバスへのシフトを誘導することや混雑状況の見える化を図り、ピークシフトを促すことなどにより混雑緩和（令和 7 年 混雑率 110.4%）に努めている。

本年 4 月には神戸空港の国際化と国内線の発着枠拡充、さらには令和 12 年前後には国際定期便の就航が予定されており、利用者の増加が予想されることから、その時期までに車両を増備し、朝ラッシュ時の輸送力を強化することとしている。

六甲アイランド線は、令和 2 年に開業から 30 年が経過し、車両更新を含めた安全設備の更新を着実に実施しており、令和 9 年度には、さらに車両一編成の更新が予定されている。

現行の中期経営計画は、おおむね計画通りの達成が見込まれているものの、今後、ポートアイランド線の車両更新を始めとした安全設備の更新のほか、神戸空港への国際定期便就航などによるさらなる利用者増への対応として、ポートアイランド線の一編成増備、三宮駅ホーム拡張工事などの設備投資を見込んでいる。

このため、現在検討中の次期中期計画には、投資に伴う減価償却費の増加や昨今の人件費・物価・金利高騰など、極めて厳しい経営状況が続くことを踏まえ、さらなる経営基盤の強化に取り組むことにより、安全で責任ある公共交通輸送を引き続き担っていけるよう努めていただきたい。

また、利用者へのサービス向上の取り組みに関しては、交通系 IC カードの普及にもいち早く取り組み、IC 化率は 90% を超える状況（令和 7 年 10 月実績で 90.5%）であり、クレジットカードによるタッチ決済や二次元（QR）コードによるデジタル乗車券での改札通過を可能とするなど、利便性向上と駅業務での売上金取扱も減らし、現金管理の手間の削減につなげている。

加えて、売上金取扱の厳格化にも取り組み、入金機の導入やカメラの設置などにより、売上金の紛失などの事故の根絶に努め、駅業務における効率性と信頼性の向上を図っている。

監査の結果、当団体の出納及びその他の事務について、おおむね妥当に処理されていると認められた。

なお、当団体は、令和元年度に、長年の労働組合との不適切な関係が明らかになったことに端を発し、神戸市長からの監査要求による監査を受けた。

この監査結果を踏まえ、会社としては、ガバナンスの強化が必須との認識の下、民間鉄道事業

者から経営トップを招聘、監査役にも企業経営に長年携わってきた人物を登用することで、組織風土・体質の改善に着手した。また、外部有識者（弁護士）も参画する「コンプライアンス委員会」を立ち上げ、組合との交渉状況、社員の懲罰の状況、規定の改定状況など、会社のコンプライアンスの取り組みに関する持続的なチェック機能を設けるとともに、社員のコンプライアンス意識向上に資する効果的な取り組みの提言を受けるなど体質改善を進めてきている。

さらに、外部の公認会計士が参画した監査室が月に2回、各所属の事務を点検し、日々の業務改善へつなげているほか、役員とのフリートークで、役員が改善に必要な意見を直接聞くという対応を行っている。

そのような取り組みを進めているものの、本年8月には、駅等における少額の拾得金の一部について、少なくとも平成24年以降、本来のルールによらずに不適切な管理をしていた事が発覚（同年11月関係者処分済）するなど、組織における長年の悪しき慣習に起因する問題が生じている。

このような状況も踏まえ、経営層、幹部社員が中心となり、引き続き、組織風土改革への取り組みを進め、社員全員のコンプライアンス意識を一層向上させるとともに、ガバナンス強化への取り組みを粘り強く継続していくことが強く望まれる。

## 2 雲井通5丁目再開発株式会社（出資団体）

神戸の玄関口である三宮周辺地区の再整備に向け、平成27年9月に神戸市が策定した「三宮周辺地区の『再整備基本構想』」では、中・長距離バスの乗り場が分散している等の課題解消を目指し乗降場を集約した新たなバスターミナルの整備が位置づけられている。また、平成30年3月策定の「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」では、新たなバスターミナルの整備に加え、神戸ならではの魅力とポテンシャルを活かした新たな都市機能の集積や地域の特色を活かした賑わい空間の形成などを再整備のコンセプトとしている。

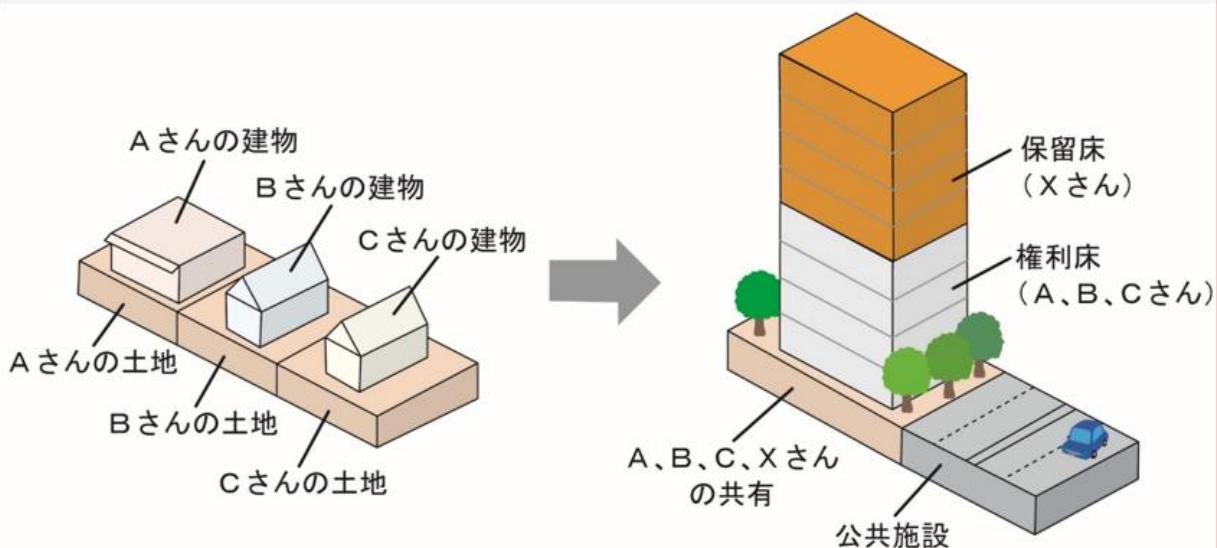
I期ブロックにあたる雲井通5丁目は、よりスピード感をもって事業進捗を図る必要があったため、権利者の意見を反映しつつ迅速な意思決定ができ、民間事業者のノウハウ、資金等を最大限に活用することが可能な「再開発会社施行」による市街地再開発事業の実施を目指し、権利者等の関係者によって平成30年5月に雲井通5丁目再開発株式会社（以下「当団体」という。）は設立された。当団体は、図書館や文化ホールを併設したバスターミナルを含む再開発ビルの建設事業を行っており、令和9年度中の完成に向け事業を進めているところである。

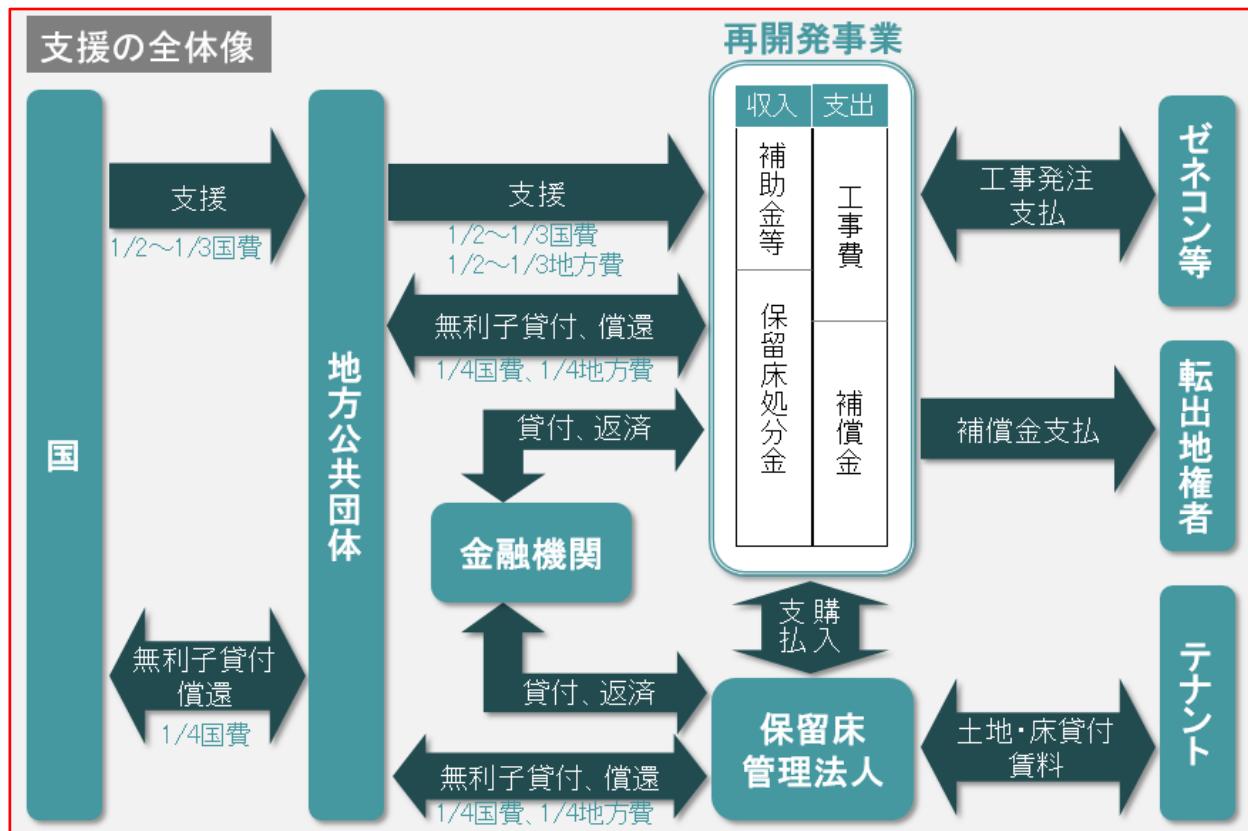
\*再開発事業とは、建築物の共同化などにより、土地の合理的・健全な高度利用をはかりながら、広場・公園などのオープンスペースの確保や道路などの公共施設の整備、都市環境の改善、良質な都市住宅の供給、都市の不燃化などの防災性の向上など都市機能の更新を行うことを目的として、建築物や敷地及び公共施設などを一体的に整備する事業

＜参考＞市街地再開発事業の概要（出典：国土交通省ホームページ）

### 事業の仕組み

- 敷地等を共同化し高度利用することにより、公共施設用地を生み出す
- 従前権利者の権利は、等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられる（権利床）
- 高度利用によって新たに生み出された床（保留床）を処分して事業費に充てる





会計面では、建築敷地等の整備及び施設建築物の建築とその処分を行うことを目的としている「市街地再開発事業の施行者」という性格上、整備期間中は、期間損益計算は行わず、各事業年度に支出した工事費等の経費は「未成工事支出金」として、また、市街地再開発事業に係る補助金等収入や公共施設管理者負担金等については「仮受金」としてそれぞれ計上している。最終的に施設建築物が完成し、引渡しが行われた事業年度において一括で収益費用計上するという市街地再開発事業特有の会計処理を採っている。

監査の結果として、当団体の出納及びその他の事務について、概ね妥当に処理されていると認められた。しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

## ○ 指 摘 事 項

### (1) 内部統制を徹底すべきもの

内部統制に関する事例が散見された。背景には、当該会社は、現在では、会社法上、大会社に区分されているが、設立当初のルールがそのまま現存していることがあると考えられる。このため、大会社として、ルールや書類の再整備が必要であり、今後、コンプライアンスの徹底やガバナンスの推進を強く進めていくべきである。

#### 【事例】

- ア 弁護士報酬支払承認時の確認漏れの事例
- イ 伝票訂正における責任者の承認を制度化すべき事例

## (2) 収入の処理科目を改めるべきもの

当団体において、再開発事業補助金等（以下「補助金等」という。）や保留床処分金（補助金等とあわせて、以下「事業収入金」という。）を「仮受金」として会計処理している。当団体にその理由を確認したところ、「各年度の収入金額は確定しているが、再開発事業全体では事業費が未確定のため、前受金でなく仮受金で処理をしている。」とのことであった。

補助金等に関しては、交付決定や完了実績報告等の事務手続きの完了や補助金額が確定していること、また、保留床処分金に関しては、相手先との間で「保留床譲渡契約書」を締結していることを確認した。

一般的に「仮受金」は金額が確定していない場合に暫定的に使用する勘定科目であるため、事業収入金について各期の収入金額が確定しているということであれば、「仮受金」ではなく「前受金」として会計処理するべきである。

＜令和6年度末の事業収入金の内訳＞

（単位：円）

	合計	内 訳		
		補助金等収入	保留床処分金等	うち市の支出
平成30年度	15,000,000	15,000,000	—	
令和2年度	380,000,000	380,000,000	—	
令和3年度	1,264,596,160	1,264,596,160	—	
令和4年度	10,567,541,763	5,292,068,040	5,275,473,723	3,800,500,000
令和5年度	10,667,716,795	3,795,973,800	6,871,742,995	3,800,500,000
令和6年度	12,422,520,116	5,266,070,116	7,156,450,000	3,800,500,000
合 計	35,317,374,834	16,013,708,116	19,303,666,718	11,401,500,000

## ○ 意 見

### (1) 違法状態の解消について

会社法等の法令に沿った運用となっていない事例が見受けられた。法令に即した運用となるよう早急に改めるべきである。

#### 【事例】

- ア 内部統制システムに関し、取締役会の決議を得るべき事例
- イ 法人登記を適正に行うべき事例

### (2) 監査契約における齟齬について

当団体では会計監査人に監査業務を委託しており、監査契約上、報酬のほか、交通費等実費については別途支払うこととなっているが、以下の事例が見受けられた。

#### 【事例】

- ア 実費弁償（交通費）の起点の齟齬の事例
- イ 実費弁償（交通費）の事務手続懈怠の事例

### 3 一般財団法人神戸市学校給食会（出資団体）

一般財団法人神戸市学校給食会（以下「当団体」という。）では、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び学校給食の食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として、平成30年5月10日に設立された。

当団体は、平成30年9月に「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業の移管を受け、神戸市立の小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の給食において、食品ロスの削減、その他SDGs（持続可能な開発目標）の推進に配慮しながら、安心・安全で、良質な食材の調達（令和6年度 小学校等169校、中学校等82校、約1,800万食分、約59億円）を実施している。この事業に加え、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業に取り組むことで、未来を担う神戸の児童生徒の心身の健全な育成に役立つことを目的としている。

当団体の主たる事業である学校給食については、学校現場における教職員の負担軽減や給食費の支払い方法の多様化など保護者の利便性向上を図るため、小学校においては、令和6年4月より公会計化を実施した。また、中学校においても、来年1月には、全校が公会計に移行することを予定している。

学校給食における食材調達は、公会計化により、これまでの当団体・学校・教育委員会の3者協定から、教育委員会からの委託契約に基づくものに移行することにより、従来よりも、当団体の責任範囲は、明確化されている。

なお、昨年から続いている精米価格等の高騰についても、給食の献立を策定する教育委員会と食材調達を担当する当団体が連携しながら対応にあたっており、令和7年度当初予算では、小学校で1食当たり64円、9月補正後では、82円の公費負担を得て、保護者負担（260円）を増やすことなく、学校給食の食材提供を行っている。

監査の結果、市の関係部局と連携し、学校と農業生産者・企業・JA等様々な機関と協働で取り組むなど、設立の目的に沿って運営がなされており、当団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、当団体は、市の会計規則に準じて事務を行っているものの、「一般財団法人神戸市学校給食会会計規則」は令和4年度以降改正がなされていないので、今後、適時会計規則の改正を行い適切な事務処理に努められたい。

#### 4 特定非営利活動法人ふたば（神戸市立ふたば学舎 指定管理者）

神戸市立ふたば学舎（以下「当施設」という。）は、平成20年1月に惜しまれつつ約80年の歴史に幕を閉じた旧二葉小学校を、市民が行う地域活動への参加支援を行うとともに、交流、学び、歴史、文化及びものづくりを通じて地域活性化を担う人材育成に資することを目的として、平成22年11月にコミュニティ施設の神戸市立地域人材支援センターとして新しく開設し、平成28年4月から名称変更した施設である。

地域住民を中心に構成された指定管理者（以下「当団体」という。）は、当施設の設置目的に沿って、地域活性化のために地域団体や関係団体と連携し、地域の実情も踏まえて、

①地域活動を担う人材の育成や地域活動に参画する人材の支援などを行う人材育成事業（地域活動の担い手を発掘するための集客イベントとしてハロウィン行事の開催など）

②震災体験の継承事業や語り部の養成等を行う震災体験学習事業（避難所体験や炊き出しなど）

③地域で活動している団体の発表の場や今後の地域活性化のためのワークショップ開催などを行う地域活性化事業（地域市民参加型イベント「まちの文化祭」など）

④様々な知識や知恵などを持つ市民を講師に招き地域文化についての講座を設けるなどを行う地域文化事業（神戸の歴史を多角的に掘り下げながら紹介する「新・地域文化講座」など）

⑤イベントや講座を通じて、多様な文化や言語に触れる機会の提供などを行う多文化共生事業（定住外国人の支援を目的に「K O B E ランタン縁日2024」など）

など、様々な指定管理事業を充実させながら、積極的に取り組んでいる。

このほか、当団体が独立採算で行う自主事業として、近年注目されている子ども食堂を「ふたば食堂」として開設するほか、指定管理事業を補完する青少年の居場所づくり「夏の陣」「春の陣」や「ふたばえほんの会」なども併せて実施している。

#### ＜施設の概要＞

所 在 地：神戸市長田区二葉町7丁目1番18号

敷地面積：3,517m<sup>2</sup> 管理面積：2,255m<sup>2</sup>

構 造 等：本館 鉄筋コンクリート造 地上3階建 付帯施設 駐車場

入館者数：令和6年度111,299人

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

#### ○ 指 摘 事 項

（1）指定管理業務と自主事業の区分を明確にし、区分経理の徹底を図るべきもの

指定管理業務として区分されている「震災体験学習事業」において、当団体は、他都市から

の修学旅行生等（小中学校、高校や大学など）の受け入れについては、自主事業として区分しており、この事業で、令和6年度には約1,300万円の収入を得ている。

指定管理業務については、指定管理者業務要領に明記されているものの、指定管理者が実際に行っている事業が、指定管理業務なのか、それとも自主事業に当たる事業になるのか明確でなかった。

公の施設の指定管理者制度運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、指定管理業務は、「協定書・仕様書に委細を含めて記載することにより、指定管理者に指定管理業務として履行させる」こととしており、「指定管理業務と自主事業に係る収支を分けて報告させるとともに、必要に応じて、事業別の収支も報告させるなど、所管課は管理運営の実態把握に努めてください」とある。

当施設の所期の目的を果たしながら、当団体の自主事業をより活性化させ、かつ、運営状況の実態を適切に把握していくためにも、神戸市所管局は、マニュアルに基づき、指定管理業務を明確化し、当団体が実施している事業を整理するとともに、指定管理者に対し、適切な区分経理が行えるよう指導の徹底を図るべきである。

#### ※ 自主事業

- ・自主事業とは、指定管理者が一般の事業者・団体としての立場で行う事業のことです。
- ・自主事業の経費を、指定管理料の積算に含めることはできません。
- ・自主事業における料金徴収は指定管理者の任意です。また、収入の帰属は指定管理者にあります。

（公の施設の指定管理者制度運用マニュアル 抜粋）

## ○ 意見

### （1）履行保証金について

協定書に基づき契約不履行による損害を補てんするための履行保証金（以下「履行保証金」という。）の納付・還付を行っていなかった。

協定書に基づき履行保証金の納付・還付手続きを行うためには、指定期間終了後に指定管理者から履行保証金の返還請求を行い、神戸市所管局は、その請求を受け、返還手続きを行う必要がある。また、指定管理者より請求書が提出されない場合は、請求書を督促する必要がある。

神戸市所管局は、同じ指定管理者の指定を継続的に更新することが見込まれる場合の履行保証金のあり方について、制度所管課と相談し、当施設にふさわしい手法を構築されたい。また、協定書どおり業務が遂行されているかについても、組織的に確認できる方法を構築されたい。

## 5 株式会社神戸ポートピアホテル（ポートアイランド市民広場 指定管理者）

ポートアイランド市民広場（以下「当施設」という）は、市民に多様な憩いと集いの場を提供し、都市における市民相互の交流及び市民の文化向上を図ることを目的として昭和57年2月に設置された施設である。

### ＜施設の概要＞

所 在 地：神戸市中央区港島中町6丁目9番地の2

施設概要：敷地面積 11,309m<sup>2</sup>

内 容 広場（中央広場、モニュメント広場、回廊、陶と水のモニュメント、

時を告げるモニュメント 等） 延床面積：10,708m<sup>2</sup>

画廊「ポルティコ」 床面積708m<sup>2</sup>

地下駐車場 186台収容

使用時間：①中央広場、モニュメント広場、画廊 午前9時～午後9時

②地下駐車場 入庫時間 午前7時30分～午後9時30分

出庫時間 午前7時30分～午後10時

### 利用状況（令和6年度）

広 場 56件（前年度比119.1%）

画 廊 21件（ リ 116.7%）

行 為 2件（ リ 40%）

駐車場 49,565台（ リ 117.1%）

指定管理者の業務内容は、当施設の①運営、②利用及びその制限、③使用料の徴収、減免等、④維持管理、⑤利用促進に関する業務である。

指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。さらに、指定管理者は、近隣施設の指定管理者（国際展示場・国際会議場）にも参画している利点を生かし、これらと連動したイベントを開催・誘致するなど、広場等の利用実績向上につながっている。ただ、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

### ○ 指 摘 事 項

#### （1）収入金を専用口座へ入金すべきもの

令和6年度の条例及び規則に基づく使用料（以下「収入金」という。）のうち、銀行振込で収納した収入金については専用口座へ入金されていたが、駐車場の使用料などの現金で収納した収入金については、翌日に警備会社の現金入金機へ入金処理を行った上、専用口座でなく、株式会社神戸ポートピアホテルの資金管理を行う預金口座に入金されていた。

協定書第8条第3項には、「収入金を収納したときは、専用口座に日々入金しなければならな

い」と定められている。

収入金合計	専用口座への入金額	差引残額
35,567,936 円	9,063,658 円	26,504,278 円

指定管理者は、協定書に定められたとおり、すべての収入金を専用口座に入金すべきである。

また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。

なお、指定管理者の取引銀行が近隣にないという事情もあることから、神戸市所管局は、日々の収納状況や適正な現金管理が行われているか検証を行う前提で、実態に沿った運用を検討の上、制度所管課と相談されたい。

## (2) 物品管理簿に記載すべきもの

指定管理者は、神戸市所管局と修繕に関する協議をした上で老朽化した屋外カメラのレコーダー等を令和6年2月に取り替え、備品管理簿により適切に管理していた。

一方、神戸市所管局は、これらの物品の廃棄及び取得について、物品管理簿に反映していなかった。

神戸市物品会計規則第8条では「物品管理者は、物品の受領の都度、物品管理簿に記載させなければならない。」、第12条では「現在高と帳簿残高とに過不足を生じたときは、物品管理者の承認を経て、物品管理簿を整理しなければならない。」と定められている。

神戸市所管局は、廃棄したものについては適正に物品管理簿の整理を行うとともに、新たに取得した物品については指定管理者の報告に基づき、現行の神戸市物品会計規則に従い物品管理簿に記載すべきである。

また、協定書に物品の異動をはじめ報告すべき事項など記載のないものもあることから、物品の異動の報告形式の検討など適切な運用となるよう整理されたい。また、次期協定ではこれらを含め「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」を確認の上、適切な協定締結に努められたい。

## ○ 意見

### (1) 修繕費の使途に関するもの

当施設で精算対象としている修繕費について、以下の事例があった。

- ・駐車場出口草刈り、ツル除去（令和6年5月支出）
- ・廃棄物処理費（令和7年3月支出）

施設及び設備の維持管理に関する仕様書 III章 1. (1)①では「修繕とは、施設及び設備の劣化や損傷部分、或いは機器等の性能または機能を現状或いは実務上支障のない状態まで回復させる事をいう」と定めており、修繕に草刈りや廃棄物処理は含まれていない。

これらの事例は仕様書には「修繕」とは規定されていないことから、協定書第31条に基づき、神戸市所管局と指定管理者とで協議を行っているものの、その記録は残されていなかった。

神戸市所管局は、指定管理者との協議記録を残すべきである。また、神戸市所管局は、実態を踏まえ中長期的な観点で老朽化対策を検討するとともに、施設運営に係る役割分担についても幅広く検討されたい。